

施設等利用給付認定現況確認届 Q & A

Q 1 : 就労証明書は会社独自の様式を活用してもよろしいですか。

A 1 : 就労証明書は同封された桑名市の様式を活用ください。

Q 2 : 現況届は利用施設へ提出してもよろしいですか。

A 2 : 提出先は桑名市役所 子ども未来課 保育支援室（市役所 2 階）となります。返信用封筒を活用のうえ返送ください。

Q 3 : ③変更届が必要なのかどうかわからない。変更届提出の基準を教えてほしい。

A 3 : 変更届は「住所、世帯員の変更があった。」「職場が変わった」「住所が変わった」場合等に必要とします。判断がつかない場合、一度提出いただくことを推奨します。（こちらで要否を判定します）

Q 4 : 現況届を提出しなければならないのはなぜですか

A 4 : 申請時から状況に変更がないかを確認するためです。例えば、申請時は就労していたが、途中で離職された方等は、対象要件から外れてしましますので、状況を確認する必要があります。

Q 5 : 認定は受けていたのですが、現在は預かり保育等を利用しておらず今後使う予定はありません。認定を取消したいのですが、現況届を提出する必要はありますか。

A 5 : ③変更届のみ提出ください。その際、変更届の裏面「変更する理由及び内容」に「今後、利用しないため認定取消に変更します」と記述ください。

Q 6 : 提出対象者はどのような人でしょうか。

A 6 : 基準日である 11 月 1 日以降認定をお持ちの方が対象となります。ただし、認定開始が令和 5 年 8 月 1 日以降の方は、直近に状況を確認しているため対象外としている場合があります（子ども・子育て支援法施行規則 第二十八条の六で「適正な支給の確保に支障がないと認めるときは、当該書類を省略させることができる。」とされているため）

Q 7 : 書類に押印は必要でしょうか。

A 7 : ①現況確認届・・・不要

②保育の必要性を確認する書類・・・必要

③変更届・・・不要

⇒②については、自署等により提出者の意思が確認できる書類の押印を廃止していますが、「保育の必要性を確認する書類等」など第三者に基づき作成されたものは、押印が必要となります。ただし、就労証明書については、押印不要です。

Q 8 : 紙媒体の書類が送付されたが、電子データを使いたい。HP にある電子データを活用して問題ないか。

A 8 : 問題ありません。入力は電子でも構いません。ただし郵送での提出になりますので、紙で打ち出しして提出することにはなります。

Q9 : FAX、メールでの送付は可能ですか。

A9 : FAX、メールでの申請は受け付けておりません。同封した返信用封筒をご活用ください。

FAX…誤送信のリスクが高い、またこちらも想定していないため受付を見落とす可能性が高い

メール…容量制限にかかる場合がある、またこちらも想定していないため受付を見落とす可能性が高い

Q10 : 市役所へ直接持参して提出してもよろしいでしょうか。

A10 : 直接持参でも受付可能です。

Q11 : きょうだいで認定こども園に通っている。第1子（1号＋新2号）第2子（2号）なのだが、第2子に係る現況届を5月に提出している。今回の第1子の現況届は提出しなければならないか。

A11 : 提出する必要があります。

第1子は「施設等利用給付」に係る現況届を行っており、第2子に行ったもの「施設型給付」に係るものであり今回調査とは異なるものです。

Q12 : 申請時点では「就労」していたが、現在は育休中です。どのように提出したらよいでしょうか。

A12 : ①～③の提出が必要です。

ただし②には母が育休中である内容が、③には就労⇒育休となった旨の記述が必要。（本来は就労⇒出産⇒育休という順番になるが、おそらく就労⇒出産という変更届を行っていないかったため）

① 令和5年度 施設等利用給付認定現況確認届

② 保育の必要性を確認する書類

③ 施設等利用給付認定変更届

子ども・子育て支援法 第30条の4より、施設型給付費の支給要件＝教育・保育給付費の支給要件となる。よって3～5歳児の変更であれば「育休」も保育の必要性として成立する。

Q13 : 現況確認書を送付するための返信用封筒に、別件にはなるが償還払いの請求書も同封してよいか

A13 : 問題ありません。

ただし、償還払いの請求書は10月中に送付がない場合、11月の支払いに含められない可能性がありますのでご留意ください。

Q14 : 変更届に個人番号は記入しなくてはならないのでしょうか。郵便で送付することに抵抗があります。

A14 : 個人番号への記入は空白での提出も可能、拒否扱いとします。